

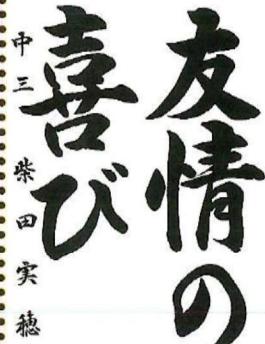


第51回

人権を理解する作品コンクール 募集のこ案内



第50回「人権を理解する作品コンクール入賞作品」



中三
柴田 実穂

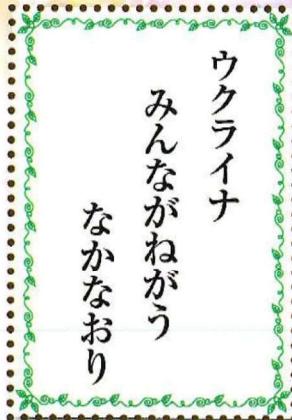
一宮市立今伊勢中学校3年
柴田 実穂

書道の部



安城市立安城南部小学校1年
中川 風太

ポスターの部



碧南市立西端小学校2年
前田 サラ 真美

標語の部

募 集 要 項

目 的

次代を担う小・中学生の皆さんに「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、平等である。」とする人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めてもらうとともに、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的として、「人権を理解する作品コンクール」を実施します。

課 題

以下の人権課題からテーマを一つ選び、ポスター・書道・標語を作製してください。

- ・男女差別
- ・いじめ
- ・児童虐待
- ・高齢者
- ・障害者
- ・部落差別（同和問題）
- ・外国人
- ・ハンセン病
- ・インターネットにおける人権侵害
- ・性の多様性
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ・その他人権に関するもの

応募資格

愛知県内の小学校及び中学校（外国人学校、特別支援学校、義務教育学校及び中等教育学校を含む。）に在学する児童・生徒

応募作品の規格

◎ポスター 四つ切り用紙大（約39cm×54cm） ◎標語 A5（約15cm×21cm）・縦書き
◎書道 半紙大（約33cm×24cm）・楷書又は行書 ※作品はできる限り丸めないで応募してください。
※書道の作品の裏打ちは、原則禁止とし、半紙に学年及び氏名を記載してください。
※「標語用紙」は名古屋法務局ホームページからダウンロードできます

応募期間

令和5年10月16日（月）から令和5年12月8日（金）まで（必着）

学校締切 12/4（月）まで

応募方法

児童・生徒は、ポスターと書道は作品の裏面の右下に次の「応募票」を貼付し、標語は「標語用紙」を使用し、学校に提出してください（学校を介さずに提出された作品の受付はできません。）。
標語において、別様式で提出の場合は、作品の表面に次の「応募票」を貼付してください。
学校は、取りまとめの上、「人権を理解する作品コンクール集計表」を添付して裏面記載の応募先に持参又は送付してください。

10cm以内	
応募票（第51回）	
学校名	協議会名
学年	市立・町立・村立・私立・国立 小・中学校
ふりがな	年
氏名	

※左の様式の「応募票」に必要事項を記入の上、
作品に必ず貼付してください。

※応募票のない作品、規格外の作品、書道教室・
絵画教室等から直接応募された作品は、審査の対象
となりませんので、注意してください。

※「応募票」、「集計表」は名古屋法務局ホームページ
からダウンロードできます。

賞の授与

◎最優秀賞 30点以内 ◎優秀賞 60点以内 ◎入選 150点以内 ◎佳作 300点以内
以上の入賞者には、表彰状及び副賞を授与します。
※各賞の点数は、ポスター・書道・標語の各入賞者数の合計です。
※最優秀賞受賞者については、表彰式において表彰状及び副賞を授与します。
その他の受賞者については、表彰状及び副賞を学校宛てに送付します。

入賞発表

令和6年1月下旬に名古屋法務局ホームページ上で発表するほか、最優秀賞の受賞者の学校名、学年及び氏名については、中日新聞紙上に掲載する予定です。

表彰式・展示会

◎表彰式 令和6年2月11日（日） ◎展示期間 令和6年2月8日（木）～13日（火）
◎表彰式及び展示会場 名鉄百貨店本店（全入賞作品を展示）
※これとは別に、県内各地において応募作品の一部を展示する場合があります。

その他

- 応募できる作品は各部門1人1点です。1人でそれぞれの部門に応募できます。
2人以上の合作は認められません。
- 応募作品は、未発表のもので他のコンクール等に応募予定のない作品に限ります。
- 応募作品の著作権は、全て主催団体に帰属し、主催団体の許可なく作品を転載・発表することはできません。
- 応募作品は、返却しません。
- 主催団体が作品の転載・発表を許可する場合は、本人の許諾を求めません。
- 入賞作品については、作品、受賞者の学校名、学年及び氏名を公表するとともに、優秀賞以上の作品については、「人権作品集」に収録し、県内小中学校等に配布します。
また、その他の応募作品についても、公表することがあります。
- 応募作品の個人情報については、本コンクールの目的以外での使用は一切いたしません。

応募及び問合せ先

学校所在地	応募及び問合せ先	
名古屋市・豊明市・日進市・長久手市・愛知郡東郷町・清須市・北名古屋市・西春日井郡豊山町	名古屋法務局 人権擁護部	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 TEL: 052-952-8111 (内線: 1465)
春日井市・瀬戸市・小牧市・尾張旭市	名古屋法務局 春日井支局	応募は、各市役所の人権擁護事務担当課宛てにお願いします。 また、問合せは次のところでもお受けします。 名古屋法務局春日井支局 TEL: 0568-81-3210
津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡（大治町・蟹江町・飛島村）	名古屋法務局 津島支局	〒496-0047 津島市西柳原町3-10 TEL: 0567-26-2423
一宮市・江南市・稻沢市・岩倉市・犬山市・丹羽郡（大口町・扶桑町）	名古屋法務局 一宮支局	〒491-0842 一宮市公園通4-17-3 TEL: 0586-71-0600
半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・知多郡（阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町）	名古屋法務局 半田支局	応募は、各市役所・町役場の人権擁護事務担当課宛てにお願いします。 また、問合せは次のところでもお受けします。 名古屋法務局半田支局 TEL: 0569-21-1095
岡崎市・額田郡幸田町	名古屋法務局 岡崎支局	〒444-8533 岡崎市羽根町字北乾地50-1 TEL: 0564-52-6415
刈谷市・碧南市・安城市・知立市・高浜市	名古屋法務局 刈谷支局	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 TEL: 0566-21-0086
豊田市・みよし市	名古屋法務局 豊田支局	〒471-8585 豊田市常盤町1-105-3 TEL: 0565-32-0006
西尾市	名古屋法務局 西尾支局	〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60 TEL: 0563-57-2622
豊橋市・田原市・豊川市・蒲郡市	名古屋法務局 豊橋支局	〒440-0884 豊橋市大国町111 TEL: 0532-54-9278
新城市・北設楽郡（設楽町・東栄町・豊根村）	名古屋法務局 新城支局	〒441-1385 新城市字八幡11-2 TEL: 0536-22-0437

「いじめ」しないさせない見逃さない。困ったことがあつたら何でも相談してください。

♪子どもの人権110番（通話料無料）

0120-007-110

平日8:30～17:15

♪LINEでも人権相談を受け付けています。

アカウント名「SNS人権相談」

検索ID @snsjinkensoudan



人権イメージキャラクター
KENあゆみちゃん

主 催
後 援

名古屋法務局・愛知人権啓発活動ネットワーク協議会
愛知県人権擁護委員連合会・株式会社中日新聞社
愛知県教育委員会・愛知県内各市町村教育委員会
株式会社名鉄百貨店・株式会社名古屋グランパスエイト



人権イメージキャラクター
KENあゆみちゃん

「人権を理解する作品コンクール」標語の部



人権イメージキャラクター

人KENまもる君

人 KEN あゆみちゃん

応募票（第51回）		協議会名	豊田
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 学校		
学年	年		
ふりがな			
氏名			

←標語用 標語用紙

↓書道、ポスター用 応募票

応募票（第51回）		協議会名	豊田
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 小・中学校		
学年	年		
ふりがな			
氏名			

応募票（第51回）		協議会名	豊田
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 小・中学校		
学年	年		
ふりがな			
氏名			